



特殊詐欺 防犯情報



令和7年5月26日 改正戸籍法施行

令和7年5月以降、
戸籍に記載する予定の
氏名のフリガナが
通知されます

フリガナが
誤っている場合は、
届出をしてください！

改正戸籍法施行に便乗した詐欺に注意！

届出に手数料はかかりません

通知されたフリガナが誤っている場合は、必ず届
け出る必要がありますが、このフリガナの届出に
手数料はかかりません。

届出しなくても罰則はありません

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナが
そのまま戸籍に記載されます。

不審に思ったら、

- 最寄りの警察署又は警察相談専用ダイヤル#9110
- お住まいの市町村担当窓口
- 消費者ホットライン188(いやや!)

に相談してください。

